

## 工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 103 条の規定により、工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 建設工事の施行にあたっては、水質の汚濁の防止に配慮した工事計画を作成すること。
- 2 建設工事により発生する排水（以下「工事排水」という。）に係る適正な排水処理計画を作成すること。
- 3 排水処理施設を設置する場合は、適正な維持管理を行うこと。
- 4 工事排水は、条例第 28 条第 1 項に規定する規制基準を順守すること。
- 5 水質事故時の応急対策及び連絡体制の整備を行うこと。